

WORKATION & BLEISURE in IMABARI



～今治市へご宿泊の皆様へ～

令和5年度

今治市ワーケーション推進事業助成金 ご案内

今治市では、今年度よりワーケーション推進事業の助成金を開設しました。

これは、今治市が持つ「地域力」を活用し、ワークライフバランスに秀でたライフスタイルが実践できるまちとして整備を進めるなかで、地域住民との交流等を通じて、関係人口との関係性を促し、移住や定住へとつながる一連の循環の構築に向けた取り組みを推進することを目的としたものです。以下対象者や条件、申請方法をご一読のうえ、是非ご応募ください。

助成対象期間 令和5年8月10日～令和6年2月28日 ※予算が無くなり次第、受付終了予定。

助成対象者

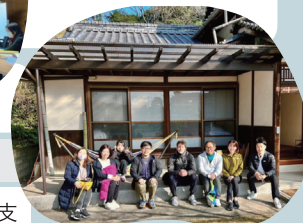
次の1.または2.に該当する者

- 市内の宿泊施設に宿泊しワーケーションまたはプレジャー（以下「ワーケーション等」という。）を実施する、本店の所在地または本社機能がある事務所の所在地が今治市以外の法人またはその法人の従業員（以下「法人等」という。）
- 市内の宿泊施設に4泊以上宿泊しワーケーション活動を行う、市外に居住する個人事業主・フリーランス

- ※ ワーケーションとは普通の職場とは異なる場所で、テレワーク、企業研修、会議等の仕事を行いながら休暇と両立する働き方。
- ※ プレジャーとは出張等の機会を活用し、出張先等で滞在を延長するなどして余暇を楽しむ働き方。
- ※ 宿泊施設とは旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けた施設とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を行う宿泊施設を除く。
- ※ 法人の場合は、ワーケーション等に参加する従業員の2/3以上が今治市外に居住地がある場合のみ対象

助成要件

- ・今治市内の宿泊施設に1泊以上すること。なお、個人事業主・フリーランスの場合4泊以上とする。
- ・本店の所在地または本社機能がある事務所の所在地が今治市外である法人、または居住地が今治市外の個人であること。
- ・ワーケーション等の実施前に、事務局へ相談、申請を行うこと。
- ・助成対象となるワーケーションを実施すること。
- ・ワーケーション等期間中に、ワークだけでなく、市内において有料の地域体験等を行うこと。
- ・本助成に国または地方公共団体から同趣旨の助成金の交付を受けていないこと。（旅行支援を含む）



助成対象経費

助成区分	助成対象経費	助成額等	備考
宿泊補助	ワーケーションの実施に係る市内の宿泊施設の宿泊費	一人1泊当たり5,000円を限度とする。（1回のワーケーションにつき7泊まで対象）法人上限額35万円/回	宿泊費が旅費として支給される場合は対象としない
追加補助	ワーケーション期間中に研修を実施する際の講師派遣費用	同一ワーケーション期間中、一企業あたり5万円を限度とする。	助成対象者は法人のみ
	ワーケーション期間中に地域のイベントに参加する費用（イベント参加料、イベント観戦費用）	同一ワーケーション期間中、一企業あたり5万円を限度とする。	助成対象者は法人のみ
	ワーケーション期間中に行った、助成対象者本人及びその家族のアクティビティ体験費用	同一ワーケーション期間中、一家族あたり1万円を限度とする。	助成対象者が法人以外の場合かつ家族同伴で参加する場合のみ

申請書類は
ホームページまで



<https://workation-imabari.jp/>

Q: いまばりワーケーションに必要な条件を教えてください。

A: 本社または本社機能が今治市以外にある法人（※1）、その法人の従業員で今治市以外に居住している者（従業員）、または居住が今治市以外の個人事業主等（個人事業主・フリーランス）及びその家族に対して支援します。法人またはその法人の従業員は 1 泊以上+有料の地域体験等（※2）を行うこと。個人事業主等は 4 泊以上+有料の地域体験等を行うこと。
（※1）ワーケーション等に参加する従業員の 2/3 以上が今治市外に居住地がある場合のみ対象
（※2）「有料の地域体験等」とは、今治市内の観光施設の利用、市内でのアクティビティ体験、市内の飲食店で名物を味わうといったものです。

Q: 宿泊先の領収書提出はコピー等でも宜しいですか。

A: はい、支払いの証明となる領収書、オンライン決済画面等のコピーにて提出してください。（支払い済画面要）

Q: 実施日の何日前迄に申請すれば宜しいですか。

A: 事務局に必要な書類を提出し、実施前に助成金のお知らせを受領する事が必要です。あくまでも目安ですが、実施 1 週間前迄を目途に申請してください。事後申請は適用不可になります。

Q: 宿泊日について、開始日、最終日はいつまでが申請出来ますか。

A: 開始日は即日、最終日は令和 6 年 2 月 27 日（火）宿泊、28 日（水）の入場、体験日迄を対象とします。

Q: イベント助成とはどのようなものが対象となりますか。

A: イベント参加料やイベント観戦料が対象となります。例えば法人が、企業研修を兼ねてワーケーションを行う場合に、今治で行われるイベント（3 day マーチ、里山スタジアムで行われるサッカーの試合観戦など）に参加する費用（参加登録料、観戦チケット代）を助成します。業務としてのイベント出店費用などについては助成しません。対象となるか不明な場合は、事前にお問い合わせください。申請できるのは、法人のみとなります。

Q: 宿泊は、市内であれば、鈍川温泉や湯ノ浦温泉、島しょ部の民宿等（大島・伯方島・大三島）も適用されますか。

A: 今治市内（陸地部+島しょ部）の旅館業法許可施設（ホテル・旅館・簡易宿泊所等）であれば、対象となります。

Q: テレワークが条件となると考えますが、何か証明することが必要ですか。

A: 提出物の中に、行程表（書式有）があります。ビジネスの時間と、遊びや体験に費やす時間がわかる様に明記してください。

Q: 複数回申し込む事は可能ですか。

A: 法人は、ワーケーション等に参加する人が違えば申込可能です。従業員または個人事業主等に対しては複数回支援は致しません。

Q: 法人の会議やミーティング等で団体の場合も適用となりますか。

A: 適用となります。イベント参加や講師費用助成も準備していますので、活用ください。（1 申込 50,000 円迄）宿泊支援は、1 法人 35 万円（込）迄の上限を設けています。

Q: アクティビティ体験費用の支援があると聞きました。

A: 追加助成のアクティビティ利用料金（※3）は、家族の利用分も含め助成します。一家族あたり一万円を限度とします。申請できるのは、従業員か個人事業主等が家族同伴でワーケーション等を行う場合のみとなります。法人申請はできません。
（※3）対象となるものは、観光施設の入場料、アクティビティ体験料などです。名物を味わうなどの飲食代金や物品購入費は助成しません。

Q: 事務局への問合せ方法を教えてください。

A: 申請先と同様です。以下の専用メールアドレスへお問い合わせください。

▶いまばりワーケーション事務局あて
E-mail:imabariwk@s-leading.co.jp

申請用紙のダウンロード、手続き詳細は表面のホームページより入手ください。

